

平成25年度行政評価中間結果（評価集計）

No.	事務事業名	担当課	評価区分	一次評価	二次評価	二次評価内容
1	ホームページの充実	秘書広報課	事後	継続実施	改善・見直し	市民に分かりやすいサイト構成やコンテンツの充実、情報発信ツールの多様化等についての検証に当たっては、NPO等による第三者評価を取り入れるなど、利用者の視点での検証の実施について検討する必要があると考える。即時性、双方向性、公開性などの機能の充実を図るとともに、正確性、安全性、信頼性等の確保及び向上についても検証する必要がある。また、広告収入の確保については、掲載事業者のニーズなどを勘案した上で、広告掲載基準の見直しやシステム改修を行うなど、実態に即した対応が求められる。
2	暮らしの便利帳の発行	秘書広報課	事後	継続実施	改善・見直し	官民協働方式による広告掲載を行うことにより、市の財政負担なく全戸配布等発行を安定的に行なっており、電子書籍等新たなツールについても取り組んでいることは評価できる。アンケート等による利用者意見の収集を行い内容の充実を図るとともに、重複する市が発行している情報冊子との住み分けについての検証を行う必要があると考える。安定的な発行には広告件数の確保が不可欠であり、広告数の減少にかかる影響とその対応について事業者と協議する必要がある。
3	ICTを活用した市民参加手法の充実	秘書広報課	事後	抜本的見直し	抜本的見直し	会議開設数及び登録者数に新たな変化は見ることができず、平成24年度における発言数は無い状況となっている中、ホームページ等を活用したパブリックコメント（市民意見提出手続）については定着してきている。平成20年度の事務事業評価において抜本的見直しとの評価がされており、その後有効な活用は見られないため、実施団体の活用状況等を調査し、市の重要事項の市民意見交換等に電子会議室の役割を見出すことが可能であるか検討をする必要があると考える。フェイスブックやツイッターなどのSNSは、近年他自治体等での活用が広がっており、市民参加の方法としての活用が見込まれるが、双方向性の確保という観点からの効果的な事例や活用方法については、SNSが市民参加のためのツールとして確立させることができるかなどの課題を整理する必要がある。
4	情報システム運営管理事業	情報推進課	事後	継続実施	継続実施	情報システム最適化計画による再構築に伴い、旧システムと比較し、オープン化後の運営管理経費は大幅な改善が図られた。オープン化によるメリットとして、基幹情報に影響のある法令改正への対応についても迅速で効率的な対応が可能となるなど、今後システム運用上大きな影響を及ぼすと想定される、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の制定にあたって効果を発揮すると考えられる。今後、システムの更新に向けて管理サーバのほか各課システムについてもIDC（インターネットデータセンター）の活用、複数自治体による共同管理等についての調査・研究を行い、更なるシステムの安定的かつ効率的な運用に努められたい。
5	情報公開の推進（情報公開コーナー）	総務法規課	事後	改善・見直し	改善・見直し	情報公開制度は、公文書開示に関する市民の権利を明らかにするとともに、市政への市民参加と市政に対する信頼関係構築のため重要な役割を担う事業である。現在の情報公開コーナーの実施状況は、その事業目的、市民ニーズに照らして、一定の成果をあげていると考えられる。今後は、その機能を維持しつつ、より効率的な運営方法や図書館とのさらなる連携を模索し、改善していくことが課題である。担当課としては、現在2か所ある情報公開コーナーを1か所に統合し、効率化を図る改善策を検討しているが、このような体制に変更した場合の市民の請求方法、庁内の体制等についてより詳細な検討を加える必要がある。また、公文書検索システムについても利用の促進を図るため、市民にとって便利で効率的な情報公開の仕組みづくりを目指し、改善を行う必要がある。さらに、個人番号制度導入に伴い、マイポータルからの情報連携記録の閲覧が可能になると、市の情報公開についてもこうした機能を利用した情報公開の要望が増えると想定されるので、早い段階からこうした部分も視野に入れて検討する必要がある。

No.	事務事業名	担当課	評価区分	一次評価	二次評価	二次評価内容
6	文書管理事務（文書交換業務）	総務法規課	事後	改善・見直し	改善・見直し	<p>文書の集配、庁内配布、他区市町村への送付等については必要な業務であるが、その実施方法については、様々な選択肢が考えられるので、最も効率的で正確な方式の採用を検討する必要がある。</p> <p>都庁交換を廃止し、郵便による方法、業務を委託する方法、教育委員会等との交換便の統合等担当課から複数の選択肢が示されているが、その経費や、実施に伴う諸課題の解決方法について十分な検討が必要である。</p> <p>また、文書等が事前に電子データで送られることが多くなってきている現状から、都庁交換便等の頻度についても再度検証する必要があると思われる。</p>
7	庁用車維持管理事務	管財課	事後	改善・見直し	継続実施	<p>庁用車の維持管理事務については、車両台数の適正化と効率的な管理・運用方法への見直しが課題となっている。</p> <p>共用車及び各課所管の専用車の稼働の現状や田自治体を実施している民間事業者への委託化（一元管理）やリース・レンタル方式について、まずは調査を実施し、庁用車の維持管理のあり方について検討されたい。</p> <p>検討に際しては、見直しによる事務事業執行への影響を考慮するとともに、コストや利便性などの観点からメリット・デメリットを十分に検証する必要がある。</p>
8	代替店舗管理事務	管財課	事後	改善・見直し	継続実施	<p>これまで課題となっていた入居率と賃料等の徴収率が大幅に改善されたことを評価するとともに引き続き改善に向けて取り組まされたい。</p> <p>設備等の更新については、耐用年数などを踏まえ計画的に整備する必要がある。</p> <p>今後の代替店舗のあり方については、再開発事業に伴う生活再建という当初目標の達成状況や各店舗の立地条件を踏まえながら中長期的な視点で検討する必要がある。</p>
9	人事考課制度の運用	職員課	事後	継続実施	改善・見直し	<p>人事考課制度は、職員の能力や勤務態度、業績等について評価し、処遇に反映して適切に仕事の成果に報いるとともに、さらなる成長を促すための動機付け、人材育成を図るために行うものである。</p> <p>現在給与関係への反映は、管理職の勤勉手当に試行的に取り入れているだけであるが、今後職員全体にその適用範囲を広げていくためには、さらに公正性、公平性、納得性を高めていく必要がある。</p> <p>そのためには、評定者研修の充実のほか、市の全体の目標、所属する組織の目標、個人の目標の関連が明確に意識されるように、人事担当部門に限らず、全庁的な取組みが求められる。</p>
10	職員研修事務（庁内研修）	職員課	事後	改善・見直し	改善・見直し	<p>西東京市が目指す市政の実現を目指し、職員一人ひとりの意識改革を行い、能力と意欲の向上を図るためには、市町村職員研修所を中心とした派遣研修とOFF-JT、OJTを効果的に組み合わせた庁内研修の実施が重要である。</p> <p>研修については、その効果を検証することは困難な部分もあるが、できる限り実施の効果を測定し、より実りのある研修実施に繋げるよう不断の改善が必要である。</p> <p>研修のニーズについては、アンケートによるものが中心となっているようだが、本来研修が目指すべき、人材育成方針に掲げる「求められる人材」の育成に寄与しているかどうかを常に念頭において実施する必要がある。</p> <p>また、その人材育成方針についても策定から10年を経過しており、見直す必要がある部分は、早期に改定の検討に入る必要がある。</p>
11	給与支給事務	職員課	事後	継続実施	改善・見直し	<p>給与支給事務は、職員の労働の対価を支払う基礎的な事務である。一方、人材育成の要である人事システムとも密接に関連する事務であり、こうした観点から、東京都人事委員会勧告の他、最新の情報を収集し、常に効果的な人事給与制度の構築に向けて適宜改善に務めることが求められる。</p> <p>日々の給与支給事務については、一次評価に委託化できる部分はないとの記述があるが、他団体等では委託の実績がある団体もあり、さらなる効率化に向けて研究することが必要である。</p> <p>給与システムは平成27年度までが現システムの使用期間とされているが、システムのリニューアル時には、委託化等の検討も考慮することが望まれる。また、個人番号制度の導入が予定されているので、システム変更のタイミングとの調整を予め検討しておくことが重要と思われる。</p>

No.	事務事業名	担当課	評価区分	一次評価	二次評価	二次評価内容
12	防災市民組織への助成事業	危機管理室	事後	継続実施	改善・見直し	この事業は、市民が防災活動を行うために自主的に設立した防災市民組織に対し、活動経費として災害等の防災資器材等の購入経費の1/2を補助してきた。 今後は、各防災市民組織に購入品の助言等ができるよう、各防災市民組織に何が不足しているのか、申請内容の把握方法について見直しが必要である。そのために、各家庭や防災市民組織で備える備蓄品、そして市が備える備蓄品について、役割分担を明確にする必要がある。 また、防災市民組織の加入世帯数の割合が低いため、地域格差が出ないようコミュニティー施策との連携を図り、新たな掘り起しとして自治会等へ働きかける必要がある。
13	災害時緊急物資確保対策事業費	危機管理室	事後	継続実施	継続実施	平成24年4月に東京都が公表した被害想定による避難所生活者及び帰宅困難者数の被害想定は大きくなった。食料及び生活必需品並びに避難所運営資器材の備蓄、さらに備蓄倉庫の必要数について、西東京市地域防災計画に基づく備蓄品の購入計画を見直す中で、検討・見直しをされたい。 また、帰宅困難者対策として公共施設での受入れや、民間等の協力体制についても検討を進められたい。
14	防災意識の啓発	危機管理室	事後	継続実施	改善・見直し	市民の防災意識を高めるために、26市では例のない「展示コーナー」を常設しており、その展示施設は学校事業としては活用されているが、一般利用の見学者は少ない状況となっている。 については、設置場所について、見学者の目に触れやすくなるような工夫や他部署との連携、さらには防犯の意識を高めるための展示等、工夫を検討されたい。
15	安心安全なまちづくりの推進	危機管理室	事後	継続実施	改善・見直し	地域の安全は地域が守るうえで、防犯活動団体の存在が欠かせないことから、その登録数を増やすために自治会や町内会等への働きかけを行われたい。 青色回転灯装備車両によるパトロールを、平日の13時から17時に実施しているが、効果的なパトロール方法や時間帯の検討、地域での見守り強化に対する市民意識の向上が図れるよう検討・見直しをされたい。 また、緊急メール配信サービスについては、不審者情報等のメール配信も含め、警察及び関係課との連携強化、情報の共有を図るとともに、登録者の普及についても検討されたい。
16	市民課窓口業務	市民課	事後	改善・見直し	改善・見直し	繁忙期における待ち時間の短縮や接遇の向上などの窓口業務の課題については、窓口診断、市民アンケート調査などを踏まえ、引き続き改善に向け取組まれたい。 窓口業務の委託化については、先進自治体への取組み調査、民間委託事業者などの調査・研究を進め、実施上の課題・問題点や費用対効果などについて整理・検討されたい。
17	出張所管理運営（窓口業務）	市民課	事後	改善・見直し	改善・見直し	「公共施設の適正配置等を推進するための実行計画（25～27年度）」の中で「25年度に出張所の配置等の課題を整理する」とされている。現状をみると、主要業務である証明発行業務及び収納業務については代替サービスが実施され市民周知及び利用が定着している。現状の分析、市民ニーズ、費用対効果の検証を行い、庁舎配置と併せ、出張所の適正配置に係る課題を整理する必要がある。
18	住民票等自動交付機の設置	市民課	事後	改善・見直し	改善・見直し	住民票等自動交付機については、課税・非課税証明発行の機能追加や設置場所の適正化に加え、新たにコンビニエンスストアでの証明発行が課題となっている。一方、本年5月に成立したマイナンバー法は、個人番号カードの導入により、各種行政手続きの簡素化、利便性の向上を図ることを目的としており、取扱う証明の種類や場所の拡大について大きな可能性を持っている。市民カードで運用している現行の住民票等自動交付機の更なる機能の拡大等は、二重投資となる可能性もあるため、今後のマイナンバー法の動向に留意し、検討する必要がある。
19	国民健康保険特別会計繰出金	保険年金課	事後	改善・見直し	改善・見直し	一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰出金については、増加傾向にあり一般会計の財政を多大に圧迫している状況である。 特別会計における独立採算制の原則を踏まえて、保険料率の見直しを行い法定外繰出金の抑制に努めるだけでなく、法定外繰出金について一定の基準を設けるなど、国保財政や法定外繰出金のあり方等についての検討を早急に取り組むべきである。
20	5歳児歯科健康診査事業	健康課	事後	継続実施	改善・見直し	個別方式による本事業の実施は他市に事例のない、高水準のサービスであり、むし歯被患率の減少に一定の成果は認められる一方で、本事業の目的であるかかりつけ医の定着については、成果が明確でなく、分析についても継続的には行われていない。 今後、歯科医の協力も得て、かかりつけ医の定着の状況や、口腔の健康状態の傾向等、さらに詳しい成果の検証が必要である。

No.	事務事業名	担当課	評価区分	一次評価	二次評価	二次評価内容
21	機能訓練事業費	健康課	事後	抜本的見直し	抜本的見直し	職場復帰に向けた機能回復等の需要もあり、事業の必要性は認められるものの、医療保険や介護保険法等の対象者は本事業の対象外としていることから、利用者数の増加の見込めない状況となっている。そのため、事業内容については、一次評価にもあるように、専門的な健康教育や健康相談といった専門知識を有効活用できるような仕組みに抜本的に見直す必要がある。また、若年層への配慮等の課題解決に向けた取組を早急に進める必要がある。
22	地域リハビリテーションの構築について調査・研究	健康課	事後	改善・見直し	改善・見直し	保健や福祉の庁内組織とケアマネジャー、理学療法士等の専門家が連携を図りながら、適切なりハビリテーションを提供していくために、民間事業者を含めた地域におけるネットワークの構築は必要である。そのため、検討委員会や作業部会、症例検討会等による調査・研究の成果を明確化し、本来の目的である地域リハビリテーション構築のためのネットワーク化を図るよう具体的な取組を進められたい。
23	中町分庁舎管理	健康課	事後	改善・見直し	改善・見直し	中町分庁舎は、平成16年度以降、保健衛生に関する施設として、休日診療所として市民サービスを提供する場として活用し、一定の成果があったところである。しかし、中町分庁舎の使用用途の制限解除に伴い、用途の見直し、施設の有効活用について、本市の重要課題である公共施設の適正配置の取組を踏まえ、早急に検討する必要がある。
24	収納事務	納税課	事後	継続実施	継続実施	市税の納付については、コンビニ納付、ペイジー納付、クレジット納付など、納付しやすい環境整備に努めるとともに、徴収体制については、現年班、滞納繰越班、特別滞納整理班の3班体制で効率的に取り組んでいる。この結果、徴収率は、ここ数年微増傾向で、26市のうち中位に位置している。今後も徴収率の向上に向けて徴収体制の強化に努め、市にとって基幹収入である市税の確保とともに、市民負担の公平性を保つよう積極的な取り組みを期待する。
25	シルバー人材センター運営費補助	生活福祉課	事後	改善・見直し	改善・見直し	平成23年度の公益法人化に伴い、社会貢献活動への積極的な取組と自立的な運営基盤の確立がより一層求められる。景気低迷により民間受注比率が伸び悩む中、家事援助分野に活路を見出そうとするなど、法人独自の努力も見られるようであるが、事務局の組織体制や職員のスキルアップなど法人の運営に関わる内容にも積極的に関与する姿勢を示す必要がある。提供するサービスの内容が民業と競合することはやむをえないところであるが、安心感や親しみやすさなどシルバー人材センターならではの魅力を積極的に広報するなど側面支援のあり方を検討されたい。
26	社会福祉協議会への補助	生活福祉課	事後	改善・見直し	改善・見直し	特定事業については、他の事業者が行っている事業との重複や社会福祉協議会が行うべき事業内容であるかなどを精査し、市の方針やスケジュールとの整合性を図りながら、その整理を具体的に進める必要がある。市が社会福祉協議会に求める内容を明確化して、支援範囲を見直すことにより、市からの補助金依存率の引下げを図るとともに、社会福祉協議会の存在意義の明確化とその周知等会員確保に向けた側面支援を積極的に行う必要がある。
27	高齢者生きがい推進事業	高齢者支援課	事後	継続実施	改善・見直し	事業内容については、公民館事業等の類似の事業との住み分けや介護予防を主眼とした事業の展開を図るなど、市の求める内容を適正に反映させるよう管理していく必要がある。介護保険制度に基づく事業との整合を図りながら、利用者負担のあり方についても講座等の内容に応じた検討を要する。委託費（事業費）に占める人件費割合が突出しており、年度当初に概算払いをし、年度末に精算するという委託費の支払方法にも課題があるため、社会福祉協議会と協議し、改善を図ることが必要である。また、市が賃借しているゲートボール場についても、利用者数や利用頻度等を精査し、そのあり方について見直す必要がある。
28	通所介護サービス等事業	高齢者支援課	事後	継続実施	改善・見直し	類似サービスを提供する民間事業者等が増加している状況の中、公設民営型の本事業において提供すべきサービスは何なのか整理する必要がある。その上で、指定管理者制度を含め、事業運営方法を費用対効果の適正化の観点から検討する必要がある。民間事業者のサービス内容・水準等について、積極的に情報収集を図り、公設民営型の通所介護サービス事業について特有の需要を明確化したうえで、必要量やあり方について検討する必要がある。

No.	事務事業名	担当課	評価区分	一次評価	二次評価	二次評価内容
29	高齢者福祉電話貸与事業	高齢者支援課	事後	改善・見直し	抜本的見直し	近年、固定電話以外の情報伝達手段が著しく発展し、高齢者に対するセーフティネットの社会的認知度も向上するなどの社会経済状況が変化している。 本事業の目的の一つである高齢者の安否確認については、さまざまな施策・事業が行われている状況であり、まずはそれらを精査する必要がある。 その上で、本事業の目的が固定電話の貸与や通話料等の助成でしか成しえないものなのか、また、本事業を必要とする対象者の設定が適切なのか等、廃止も視野に入れた抜本的な見直しが必要である。
30	高齢者等外出支援サービス事業	高齢者支援課	事後	継続実施	改善・見直し	市の助成範囲は、迎車料金と介助員料金のみであり、実車料金、有料道路・駐車場料金は、利用者負担となっている。しかし、実車料金については、非課税世帯は1/2、生活保護世帯は10/10の助成を行っており、ほとんどの利用者は、これに該当し利用目的も通院が9割以上を占める。本事業の目的と照らし合わせて利用対象者が適正か、また、利用実態が介護保険等による送迎サービス給付の代替利用となっていないか等、事業実態を精査する必要がある。 そのうえで、移動困難な高齢者等の外出支援のあり方も含めて、本事業の改善・見直しが望まれる。
31	総合福祉センター運営管理	高齢者支援課	事後	継続実施	改善・見直し	本事業の目的は、福祉・健康・保健・医療の連携という複合施設ならではのものであるが、既存施設の有効活用という観点から、以下の点で改善を要する。 施設の維持管理費用については、引き続き、毎年度検証し、適正な維持管理に努められたい。 平成27年度に1階部分の施設レイアウト変更を予定している等、より使いやすい施設を目指して努力されているが、会議室や検診部屋等の有効活用方を検討する等、複合施設という特徴を活かし、市民の利便性が高まる施設運営となるよう、一層の努力を求めたい。
32	障害者総合支援センター運営管理	障害福祉課	事後	改善・見直し	改善・見直し	障害の種別を越えた総合支援センターとして、地域との連携を図りつつ、利用者の声を反映した施設運営を行っている点は評価できる。 民間活力の導入として指定管理者制度の導入が設置前からの課題であるが、指定管理者制度の導入ありきではなく、自立支援協議会等との意見交換を行いながら、施設の本来の目的に照らして本当に望ましい運営手法の選択を行っていく必要がある。
33	地域福祉団体等振興事業	障害福祉課	事後	改善・見直し	抜本的見直し	長年にわたって特定の団体に対して補助が行われてきたことから、団体の運営費に組み込まれている実態もあるものと思われる。補助金本来の用途に使われているかについてチェック機能の強化を図るとともに、制度本来の目的に立ち返り、抜本的な見直しを行う必要がある。 見直しに当たっては、他団体の事例なども参考にしながら、本当に必要なところに補助できるような仕組みづくりを行うとともに、新たな制度として構築することも検討すべきである。
34	身体障害者用電話貸与事業	障害福祉課	事後	抜本的見直し	抜本的見直し	携帯電話などの情報通信機器・手段の発達・多様化により、固定電話・FAXのみを対象とする本事業は、時代の要請に合わなくなっているものと考えられる。 重度身体障害者緊急通報システムとの連携による利用者をはじめとする現利用者に配慮しつつ、新規の対象者に向けては、他団体の事例等を参考にしながら、新たな制度として構築することを至急検討すべきである。
35	保育園の民間委託の実施	保育課	事後	継続実施	拡充	民間委託の実施に当たって、①より質の高い事業者を選定する工夫、②保護者が安心して預けることができるよう、保護者との意見交換会等、説明や意見聴取の機会の設定、③現在の保育の質を落とさないための移行方法の採用等に配慮しており、円滑な民間委託への移行が進んでいる。 今後も、成果、効果を客観的に検証する評価手法を確立して、サービス水準の維持を図ることに配慮し、NPO法人や株式会社など、様々な民間事業者の活力を活用して、委託化の拡充を図られたい。
36	青少年育成地域活動の支援	児童青少年課	事後	継続実施	改善・見直し	小学校区ごとに組織された育成会により青少年を主体とする環境浄化活動やあいさつ運動等の各種イベントを実施しており、成果を上げている。 また、育成会連絡会を隔月で実施して情報交換にも努めているが、地域により活動状況にバラツキが見られる。全体の底上げを図るため、充実した活動が行えるよう支援に努めるべきであるが、補助金の活用状況については、しっかりとしたチェックを今後も続けられたい。 今後さらに効果のある活動を進めるため、庁内他部署の事業や、他の団体・運動との連携、特に学校との連携を図っていく必要がある。

No.	事務事業名	担当課	評価区分	一次評価	二次評価	二次評価内容
37	児童館運営管理	児童青少年課	事後	改善・見直し	改善・見直し	児童館については、「公共施設の適正配置等に関する基本計画」において、概ね中学校区に1館の配置という見直しの方向性が示されている。都内26市で最多となる施設数を考えると、今後はこの方向性に沿った施設の再編が最大の検討課題となるが、再編の検討に併せて、多様化する市民ニーズを踏まえた各施設の機能分担の明確化を図るとともに、施設全体の運営のあり方を検討されたい。 特に、近年ニーズが高まっている中高生年代の施設利用や相談等の子育て支援への対応については、他の部署や事業との連携にも留意しつつ、施設の設置目的に沿った事業の実施を検討すべきである。 また、運営の効率化の観点からは、さらなる委託化の拡大が求められるが、委託化の際には、先行して実施している委託事業の効果や課題を検証しつつ、株式会社やNPO等、それぞれの受託者の特性を活かした効果的な運営を図られたい。
38	学童クラブ運営管理	児童青少年課	事後	改善・見直し	改善・見直し	市民の就労状況や地域ごとの人口動向の変化から、全体として学童クラブへの需要は高まっており、これまでも必要な地域における施設の増設や定員の弾力化による対応を図ってきたところである。 引き続き市民ニーズを踏まえてサービス水準を維持していくことが求められるが、一方で増加する財政的な負担にも対応していく必要があるため、今後は、さらなる委託化の推進により運営の効率化を図るとともに、継続的な受益者負担の見直しにより、財源の確保にも努められたい。 さらに、放課後子ども教室の拡充等によるニーズの変化や定員に対する施設の利用状況、今後の人口動向の見通し等を踏まえ、施設の適正配置についても検討していく必要がある。
39	児童館行事（キャンプ）	児童青少年課	事後	改善・見直し	抜本的見直し	児童館行事については、これまでにスキー教室の廃止等の見直しを行ったほか、継続して実施しているキャンプ事業についても、一定程度の事業費の縮減が図られているところである。 しかしながら、児童館業務においては、本事業はあくまでも付加的な事業と考えられることから、実施に至るまでの事前準備等も含めて、効率化や経費縮減の余地はまだ残されていると思われる。また、本事業の対象者が参加を希望する特定の市民である点から、受益者負担の適正化を併せて検討されたい。 また、将来的には、今後の施設の再編や委託化の推進に伴う事業継続の可否も含めて、事業のあり方を検討する必要があると考える。
40	児童館母親クラブ育成事業	児童青少年課	事後	継続実施	廃止	本事業は、対象団体が2団体と非常に少ないことに加え、参加者もほぼ固定されていることから、平成18年度の事務事業評価において、廃止を視野に入れた抜本的な見直しを求められたところである。 しかしながら、この間に改善に向けた特段の取組みはなされないまま、従前どおりの事業が現在まで継続している状況となっている。 「地域における児童福祉の向上」という事業目的に対し、事業継続による効果は極めて限定的であることから、本事業は一定の役割を終えたものとして廃止することが妥当であり、他の代替事業等への取組によって目的の達成を図るべきと考える。
41	学童クラブ施設の増設の検討	児童青少年課	事前	事業化	事業化	大規模マンションの建設に起因して見込まれる向台・向台第二学童クラブのさらなる定員超過に対しては、保育環境の悪化及び待機児童の発生を未然に防止するため、新たな学童クラブ施設の設置が必要と考える。 児童の安全の確保や経費の縮減のため、新規施設については、極力敷地内に整備されることが望ましいことから、教室不足に対応するために建設が予定されている仮設校舎の利用も含め、学校や教育委員会とも十分かつ丁寧に協議する中で、整備の検討を進められたい。 また今後、他の地域において施設増設を検討する際には、人口の動向や学校の統廃合・学区の変更等の影響把握に努めつつ、必要性を十分に検証した上で、学校施設の利用等による効率的な手法を検討することが求められる。
42	こどもの発達センターひいらぎ運営管理	子ども家庭支援センター	事後	継続実施	改善・見直し	前回の事務事業評価で指摘された、ひよっこの統合を実現するなど、これまでの改善の取組は評価できる。 発達支援の場やサービスを必要とする児童は現在も増え続けていることに加え、法改正により、職員に対するさらなる専門性の要求が見込まれることなどから、将来的には対応する組織の維持が困難になることが懸念される。 以上の状況を踏まえた上で、引き続き市民ニーズに応じていくためには、他市の事例も参考にしつつ、民間活力の導入も含めて、支援の必要な児童に対応できる体制を検討していく必要がある。

No.	事務事業名	担当課	評価区分	一次評価	二次評価	二次評価内容
43	こもれびホール改修事業	文化振興課	事後	拡充	継続実施	こもれびホールは、建設から15年経過しており、経年劣化により施設・設備を計画的に改修し、来館者が安全かつ快適に利用できるように求められている。 しかし、舞台設備や音響設備、照明設備等の施設改修は多額の費用を要するため、今後市財政状況を踏まえ、優先順位をつけて、必要部分を精査し、計画的な改修を行っていく必要がある。 さらに、ネーミングライツやPFIの手法など経費節減できる方策も検討されたい。
44	市民交流施設管理運営事務（市民集会所）	文化振興課	事後	改善・見直し	改善・見直し	市民集会所と直営の地区会館は、施設面で類似しながら、旧両市で名称も予約方法も異なるため、整理が必要である。 今後は、公共施設の適正配置等に関する基本計画を踏まえ、老朽化等の課題に対応していく中で、施設内容や配置バランスの適正化を図るとともに、受益者負担の適正化についても検討を進めるべきである。
45	市民交流施設管理運営事務（直営地区会館）	文化振興課	事後	改善・見直し	改善・見直し	市民集会所と直営の地区会館は、施設面で類似しながら、旧2市で名称も予約方法も異なるため、整理が必要である。 今後は、公共施設の適正配置等に関する基本計画を踏まえ、老朽化等の課題に対応していく中で、施設内容や配置バランスの適正化を図っていくべきである。
46	市民交流施設管理運営事務（指定管理）	文化振興課	事後	改善・見直し	改善・見直し	今後は、公共施設の適正配置等に関する基本計画を踏まえ、老朽化等の課題に対応していく中で、施設内容や配置バランスの適正化を図るとともに、受益者負担の適正化についても検討を進めるべきである。
47	市民会館運営管理	文化振興課	事後	改善・見直し	抜本的見直し	市民会館は、建設から40年以上経過しているため、施設利用者の安全性が求められている。 本年、耐震診断を行い、耐震度の結果と利用者の意向を踏まえ、市民会館の多目的な機能のあり方の検討をして、今後使用していくことの可否の方向性を含め、抜本的な見直しが必要である。
48	総合型地域スポーツクラブの設立及び運営	スポーツ振興課	事後	改善・見直し	改善・見直し	「にしはらスポーツクラブ」については、これまでのさまざまな取り組みにより、来年度からの自立運営の見通しがあることは評価できる。 「ココスポ東伏見」については、会員数、事業内容等に課題があり、「にしはらスポーツクラブ」の例も参考にしながら、事業の整理・廃止を含め、自立に向けた運営方法の見直し等を図っていく必要がある。
49	商工会補助金	産業振興課	事後	継続実施	改善・見直し	商工会が行っている経営改善普及事業は、中小企業を取り巻く環境が依然厳しい中、市内小規模事業者にとって、必要な事業であると考えられ、その事業に対し市及び都がそれぞれの補助金の交付を行っているものと判断される。また平成24年度に補助対象と補助基準等を見直し、定額補助が廃止された結果、補助金額が1割程度抑制されることとなった点は評価される。 本補助金の主たる部分である経営改善普及事業は、商工会会員以外も対象としているなど、サービスの対象を広く展開することにより、本事業の本来の趣旨である「市内商工業者の振興と安定に寄与」という点において、一定の役割を果たしているものとも考えられる。 民間企業による経営支援サービスが存在するところではあるが、法律に設置根拠を持つ商工会として、事業効果の最大化、ニーズに即した事業展開を図り、本事業の意義を高められるよう、市として必要となる指導・支援に取り組まれない。 また、このことは、商工会の運営全般に言えることでもあり、絶えず変化するニーズに応じた不断の見直しが行われるよう、さらなる改善に向けた働きかけに努められたい。

No.	事務事業名	担当課	評価区分	一次評価	二次評価	二次評価内容
50	勤労者福祉サービスセンター運営補助事業	産業振興課	事後	改善・見直し	抜本的見直し	<p>平成23年度以降は、サービスセンターが策定した経営改善計画に基づき管理費のみに補助金を交付することに見直したことは評価されるが、国の補助制度が廃止されたことなどにより、市の負担額は平成22年度よりも多くなっている。</p> <p>また、事業費については会費と事業収入で賄う計画になっているが、会員数は年々減少する傾向が続いており、会員を増やすことは喫緊の課題となっている。本事業の必要性については、「中小企業が単独では実施が難しい福利厚生事業を会員に提供する」という本来の趣旨を踏まえ、民間事業者による福利厚生代行サービスが発展してきたという近時の状況や、その他の社会経済情勢の変化を受けてもなお認められるものなのかという視点で、状況の変化に応じ、絶えず検証を行い、市としてサービスセンターに対し支援を行うことの説明責任が果たされるよう努められたい。</p> <p>経営改善計画では、勤労者福祉サービスセンターの自立した経営を目指しているところだが、現状の事業形態を継続していくことでは達成困難であることから、市としては、その目的を達成できるよう短期的・中長期的、それぞれの観点から引き続き支援・指導を行うのみならず、必要に応じ、サービスセンターの運営のあり方にまで踏み込んだ見直しが行われるよう検討・協議を進められたい。</p>
51	東伏見ふれあいプラザ運営	産業振興課	事後	継続実施	継続実施	<p>東伏見ふれあいプラザについては、空き店舗を借り上げ整備し、企画運営委員会に対し、管理委託や補助を行い運営がなされている。このことにより、行政サービス拠点の不足地帯を補うとともに地域との連携を図るとい、当初想定された事業の枠組みに沿い、取組が進められているところである。</p> <p>運営開始から間もない施設であることもあり、行政サービスの利用状況については、この段階では十分な水準に達しているとは言えないため、今後とも、行政サービスの利用向上に向け、施設管理者として事業担当課と協議・協力されたい。</p> <p>当面は事業開始当初に構築された、現在の枠組みに沿って事業を継続することとするが、リース機器の期間満了時など、一定の時期には、本事業による効果の検証を行うとともに、必要に応じた見直しを図られたい。</p> <p>また、地域活性化事業補助金については、地域活性化スペースでの事業件数が平成24年度大幅に増加したこと、地元野菜等の直売等の独自の取組が行われていることは評価できる。企画を実施する企画運営委員会が地元が必要とするサービスを議論しているということも踏まえ、地域活性化スペースで地域活性化の取組がより一層増加していくことを期待されたい。</p>
52	男女平等参画に関する意識啓発	協働コミュニティ課	事後	改善・見直し	改善・見直し	<p>本事業は、男女平等に関する意識づくりや情報の提供、発信を図るものである。パリティの認知度は2割程度であるが、登録団体数が増えていることは評価できる。</p> <p>今後は、若年層から高齢層まで幅広く男女平等の考え方が浸透していくように、広報や講座の開催方法を工夫して、意識啓発に努められたい。</p>
53	消費生活対策事業（相談、啓発事業）	協働コミュニティ課	事後	改善・見直し	改善・見直し	<p>本事業は、高齢者を狙った振り込み詐欺や悪質商法などの消費者被害の未然防止・被害拡大防止のため、実施する意義は大きい。</p> <p>今後は、相談事業では関係機関との連携の強化を図り、啓発事業ではさらに消費生活展の参加者数を増やすなど見直しを図られたい。</p>
54	西原自然公園植生管理事業	みどり公園課	事後	継続実施	改善・見直し	<p>2万㎡の樹林を毎年1千㎡ずつ20年かけて面的に伐採、植栽を行う事業であるが、今年度は節目の10年目となることから、西原自然公園全体の測量をして、残された区域における、伐採する樹木の種類などの課題整理の必要がある。</p> <p>また、今後も継続的案維持管理を行う上では、高齢化・固定化しているボランティア会員の確保が必要であり、近隣の住民や学校等との更なる連携に努めていく必要がある。</p>
55	保存樹木・樹林・生垣への助成	みどり公園課	事後	継続実施	改善・見直し	<p>市と所有者が一体となって保存樹木等を保全していくことは、緑の保全策としては、一定の役割を担っている。</p> <p>一方で、保存樹木・樹林等は宅地開発等の要因によっても大きく増減するものであり、本事業による助成がみどりの保全としての動機づけとなっているか再検証することも必要である。</p> <p>今後は、みどりの保全の意義を所有者自らが理解するようにPRし保全していく必要がある。</p>



No.	事務事業名	担当課	評価区分	一次評価	二次評価	二次評価内容
56	西東京いこいの森公園維持管理	みどり公園課	事後	継続実施	改善・見直し	西東京いこいの森公園の維持管理業務は、受付・清掃業務、除草・剪定業務等を委託し行っており、また、ボランティアによる軽微な清掃を行っている。 また、ボランティアによる各種の教室等も開催され、多くの市民に利用されているが、ボランティアの高齢化などの課題を抱えており、人材確保に向けた取組みを検討する必要がある。 今後については、一次評価で指摘のある委託業務の範囲の見直しについて、指定管理者制度の活用を含め、他自治体の維持管理手法を参考にするなど、より適正な維持管理を検討されたい。
57	公園広場等整備事業	みどり公園課	事後	継続実施	改善・見直し	公園緑地等の整備については、合併特例債等を活用し多くの公園等を整備し、また、「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、大規模開発にともなう緑地の確保にも努めてきたところである。 しかし、本市の市民一人当たりの公園面積（都市公園、公園緑地）が26市中25位という現状から、公園空白地区に計画的に公園緑地を整備することは必要と考えられる。 公園広場等整備事業には多額の費用を要することから、平成24年度に「みどり基金」を創設し、財政的な措置を講じたことは評価できる。 ただ、本事業には多額の財源を必要とすることから、市民ニーズを十分に把握した上で、長期的な公園配置計画の策定が必要である。
58	公園ボランティア拡充事業	みどり公園課	事後	継続実施	改善・見直し	ボランティアによる公園管理は、地域コミュニティ活動の一環になることや公園管理コストの削減になるなど有意義である。 現在、ボランティアが高齢化等により減少してきている課題への対策としては、新たな公園ボランティア団体を結成するのではなく、既存団体の自治会・町内会や小中学校のクラブ活動などに当該ボランティア活動への協力依頼をすることが有効であると考えられる。 そのため、公園ボランティアの拡充にあたっては、地域コミュニティの取組み等、庁内の他部署の取組みと連携を図るなどの方策を積極的に取り入れるべきである。
59	環境学習推進事業	環境保全課	事後	継続実施	改善・見直し	市民意識調査では環境活動への参加意向が増加しているにもかかわらず、実際の参加は伸び悩んでおり、また、各事業の認知度が低いなど、さらなる対策を図られたい。 また、エコプラザ協力員の固定化も問題である。 さらに、エコクッキング事業については、ナビゲーターの高齢化による稼働率の低下など、費用対効果面でも十分に活用できていないなど課題も多く、改善へ向けた検討が必要である。
60	リサイクル推進事業（小型電子機器等の再資源化）	ごみ減量推進課	事前	事業化	事業化	本事業は、法改正により分別収集が市町村の努力義務に規定されたものである。 計画では、既存の収集方法・日程を活用し、新たな回収拠点等を設置することなく、必要最小限の経費での実施を予定していることは評価できる。 また、不燃ごみの処理費用の削減になるとともに、当該資源物の売払い収入も見込めることから、事業収支を精査した上で、事業化を図ることとする。
61	はなバスの運行	都市計画課	事後	改善・見直し	改善・見直し	本事業は、バス運行事業者との協定に基づき、運行に係る経費と利用料金収入の不足分を補助金として補填している。バス運行事業者自ら運行経費削減等に向けた努力を求めため、単に不足分を補助金とする事業のあり方について検討されたい。 また、利用率の悪いルートについては、乗降調査やアンケート等を活用するとともに、都市計画道路の完成、路線バスの参入に併せて、引続きルートの見直しが必要である。 さらに、民間路線バス利用とはなバス利用者の運賃格差の是正については、平成25年度の乗車運賃の改定による影響を踏まえ、引き続き公平性の確保に努められたい。

No.	事務事業名	担当課	評価区分	一次評価	二次評価	二次評価内容
62	耐震化の促進	都市計画課	事後	継続実施	改善・見直し	本事業は、これまで本市が取り組んできた木造住宅に関する耐震診断及び改修と特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、補強設計及び耐震改修に分けられる。後者については、耐震診断が義務化されていることなどから、スケジュールに沿って丁寧に事業を進めるものである。 一方、前者は東日本大震災の影響もあり、平成24年度の助成件数は大きな伸びを示したが、これが一過性のものとならないよう、さらなるPRが必要である。 また、首都直下型地震の可能性が指摘される中、減災の必要性が今まで以上に高まっていることから、国や東京都の動向を注視しつつ、改修費用の上限額の引き上げや建替えの促進に向けた事業の検討、また、実績の少ないシェルターへの補助のあり方についても、再考する必要がある。
63	ひばりヶ丘駅南口駅前広場の景観整備	道路建設課	事前	事業化	事業化	本事業は、ひばりヶ丘駅南口のバリアフリー化など、人にやさしいまちづくりにおける利便性の向上に即した事業であり、その必要性は認められる。 しかしながら一方で、景観改良や電線共同溝への参加企業のほか、工事に伴う営業補償など、未調整な部分も多く見受けられることから、各種事業者や周辺商店会などの関係者との意見交換を早急に行い、事業費の精査をされたい。
64	放置自転車対策事業	道路管理課	事後	継続実施	継続実施	本事業は、自転車駐車場の整備を進めるとともに、市内5駅の放置禁止区域の設定や放置自転車クリーンキャンペーンをはじめとする啓発活動のほか、放置自転車の撤去など多様な取組が功を奏し、放置自転車や撤去保管の台数は減少傾向にある。 引き続き、市民意識の啓発に向けた多様な取組を着実に展開するとともに、自転車駐車場のあり方を含め、今後の放置自転車の状況に応じた対策を柔軟に取り組みされたい。
65	違法駐車防止対策	道路管理課	事後	継続実施	改善・見直し	本事業は、田無駅周辺の違法駐車等防止重点地域における違法駐車等の防止を目的とした事業であるが、事業開始時と比較し、アスタ周辺の民間駐車場の充実や警察による取締りの強化のほか、本事業による交通指導員の指導等により、当初の目的は達成されつつある。 すでに、事業実施を土日祝日に縮小するなど見直しを行っているところであるが、今後も違法駐車等の状況を勘案しつつ、さらなる見直しを図られたい。
66	自転車教室事業	道路管理課	事後	継続実施	改善・見直し	本事業は、近年の自転車利用者の増加による事故の増加やマナーの低下等が懸念される中、小学生を対象に実技訓練を行うなど、交通安全意識の啓発に有効な事業である。 しかしながら、教育委員会が中学生を対象に自転車教室を開催するなど、他の部署において類似する事業が実施されており、一定の整理が必要である。 今後は、関係部署との協議を行い、計画的かつ効率的な事業の実施を検討されたい。
67	西原総合教育施設運営管理	学校運営課	事後	抜本的見直し	抜本的見直し	施設の運営状況面では、地域のさまざまなニーズに基づく施設利用が行われている一方で、会議室や学習室・自習室の運営（利用率の向上）には改善の余地がある。 また、施設の老朽化に伴い修繕費等の維持管理費が増加傾向であり、一層効率的な維持管理に努める必要がある。 しかしながら、教育目的外の施設利用に制約があるなど、複合施設としての利活用が十分に成し得ない現状では、その改善策にも限度があると思われる。当該施設は、暫定利用という性格上、将来的にどのように取り扱うかについて、明確な方針が出ていない中、施設の存廃を含めた施策のあり方について、早急に見直す必要がある。
68	教育情報センター機能の充実	教育指導課	事後	継続実施	改善・見直し	平成20年度から事業のアウトソーシングが行われ、事業費の面で大幅な改善が図られているが、以下の点でさらに改善を要する。 現在、ICTサポーターは、市内全小中学校（28校）に対して一律月2回、定期的に派遣されているが、各学校における教員の情報機器の利活用状況及び習熟度について精査した上で、適切な派遣状況となるよう見直しを行う必要がある。 また、ヘルプデスクについては、現在一日6時間のサポートを行っているが、上記と同様、適切なサポート体制となるよう見直しを行う必要がある。 これからデジタルネイティブ世代の教員の採用が増えることに伴い、その役割が縮小する過渡的な事業であるため、毎年度運営状況を精査する必要があることを指摘したい。

No.	事務事業名	担当課	評価区分	一次評価	二次評価	二次評価内容
69	特別支援教育	教育支援課・教育企画課	事後	改善・見直し	継続実施	特別支援教育を効果的に行うには未就学児からの対策が必要である。そのために、就学支援シートを導入しており、保育園長会議等で事前説明を行うなど努力を行っているが、今後は、幼稚園や認証保育室などに広げていくことが求められている。 また就学後は、教育支援ツールを活用して特別支援教育を系統的組織的に行うように努めているが、小学校から中学校へ情報を引き継ぐためには、小学校で使っているシステムを中学校でも活用するなど工夫が必要である。 また、特別支援教室については、東京都の特別支援教育に係る実施計画も踏まえ、その再編について調査・研究していく必要がある。
70	教育相談事業（庁舎における相談）	教育支援課	事後	改善・見直し	継続実施	教育相談事業の相談回数は1万回を超えており、必要不可欠な事業であるが、その中心は17人の相談員が担っており、経験豊富で質の高い相談員を確保し、育成することが重要である。そのためには、関係部署と協議連携しながら、報酬体系の見直しや研修制度のさらなる活用など組織的系統的に人材の育成に努めていく必要がある。
71	適応指導教室事業	教育支援課	事後	改善・見直し	継続実施	適応指導教室事業は、多くの児童・生徒を受け入れ、高校全員入学など、大きな成果を挙げている。しかし、現状では田無・保谷の2教室体制のため、それぞれの教室に全科目の教員を配置せざるをえず、その人材確保が大きな課題となっている。 また、効率的、効果的に運営するためにも、統合も視野にいれ、学校施設の適正配置にあわせ、公共施設の適正配置に位置づけることを検討していく必要がある。
72	学校施設開放事業（放課後子供教室事業）	社会教育課	事後	継続実施	継続実施	子供たちが安全に外遊びできる状況を確保する事業は必要な事業である。さらに財源として、平成24年度からは、要綱等を改定し、国の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金を活用した東京都放課後子供教室事業費補助金を得ることができたことは大きな成果である。地域の住民を主体とした学校施設開放運営協議会を通じて事業を実施しているが、今後も学校施設開放運営協議会への支援の継続も必要がある。
73	社会教育関係団体補助金	社会教育課	事後	改善・見直し	抜本的見直し	補助金の活用実績は、平成23年度は、0件であり、24年度も1件である。過去において、5から10件の申請実績があったとのことであるが、現状の申請件数は、きわめて少ない。また、この補助制度ができた当時とは違い、現在は、各種団体に対するさまざまな支援制度が存在する現状を考慮した場合、この補助金制度については、抜本的な見直しが必要である。社会教育関係団体に対しては、日々のかかわりの中で、その育成に努めることが大切である。
74	学校開放プール運営事業	社会教育課	事後	廃止	抜本的見直し	平成17年度には利用者一人あたりのコストが2,600円を超えていたため、コスト削減が求められていたにもかかわらず、現在は5,000円となっており高コスト体質となっている。 小学生を対象とするものには夏季支援プールがあり、さらにスポーツセンターのプールや、民間のプールなど代替類似サービスがある現状を考慮すると廃止を視野に入れた抜本的な見直しが必要である。
75	郷土資料室の運営	社会教育課	事後	抜本的見直し	抜本的見直し	遺跡や資料などのデータベース化は途中であり、その資料が十分に把握され整理されている状況とは言えない。また説明文が理解しにくいなど、課題がある。 そのため、まず土・日・祝日・団体利用日は優先開館し、他の日については可能であれば、閉館することも考慮して、資料の整理、データベース化や展示物の整理を優先することが必要である。また、バリアフリー化や空調設備の不備など設備面での課題があるため、今後検討する必要がある。 また、郷土資料館のあり方を含め文化財行政に対する方向性についても、次期教育計画で検討していく必要がある。
76	公民館活動事業（主催事業）	公民館	事後	継続実施	改善・見直し	公民館は、社会教育法に基づき住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興等に寄与することを目的として、社会教育事業の展開の場として各種主催事業を開催している。 本市では、公民館主催事業については、現在無料であるが、施設使用料も含め、多摩地区の他市では有料化の方向で検討している。したがって、費用負担について検討するとともに、課題となっている新たな参加者の開拓に向けた事業展開についても十分に検討されたい。 また、主催事業実施に当たっては、市民からの要望にもあわせ、保育付き講座の実施などについては、庁内の他の部署と連携して行うなど、更なる工夫に努められたい。

No.	事務事業名	担当課	評価区分	一次評価	二次評価	二次評価内容
77	公民館活動事業（市民企画事業）	公民館	事後	継続実施	改善・見直し	公民館は、社会教育法に基づき住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興等に寄与することを目的として、社会教育事業の展開の場として各種主催事業を開催するとともに、市民にさまざまな学習機会を提供する市民企画事業も実施している。 市民企画事業については、各グループへの重複参加者が多いという課題や多摩地区の他市において、市民企画事業に対する助成を実施している市が数市しかないという状況から、本市においても、市民企画事業の必要性やあり方について改めて検証し、今後の方向性を見極められたい。
78	図書館ホームページの運営	図書館	事後	改善・見直し	改善・見直し	歴史資料など、他市に誇れる資料の提供なども実施されているなど、サービス水準は26市でも上位だと評価できる。 平成26年3月には、ホームページのリニューアルにより、利便性の向上に対する一定の市民要望に応えられるようになるとのことだが、今後は費用対効果を踏まえた上で、さらに市民ニーズに応えられるシステム更新を図られたい。 また、バナー広告収入が伸び悩んでいることが課題となっているが、この点については、選定基準を見直すことも含め、利用増を図る方法を検討する必要がある。